

# ■ 渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第33号 発行日 平成31年3月18日

## ごあいさつ



渋谷労働基準監督署  
署 長

古賀 睦之

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会並びに会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の雇用情勢では、一部に人手不足が顕在化し、人材確保の観点からも「働き方改革」の推進が大きな課題となっております。

これらを踏まえ、当署の取組について、御説明させていただきます。

一つ目は、「働き方改革関係法の円滑な施行と長時間労働の是正」です。

同法につきましては、説明会の実施や訪問支援による説明などにより周知を重ねておりますが、これを更に進め、併せて長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止対策を最重点として、取組を強化して参ります。

二つ目は、「労働災害の防止」です。

第13次労働災害防止計画に基づき対策を

進めて参りましたが、昨年12月末日時点の速報値ではありますが、平成30年は死亡災害4件、休業4日以上 の災害625件が発生。特に休業災害は前年同期比16.0%の増加となっており、労働災害多発業種を重点に更なる対策を講じる取組を強化して参ります。

三つ目は、「労災補償対策」です。

労災補償の請求件数も高止まりの状態が続いており、過重労働による脳・心臓疾患や、特にパワハラ・セクハラ等による精神疾患等の労災請求件数に至っては大幅に増加しておりますが、迅速・適正な処理に努めて参ります。

貴会員の皆様には、これらの取り組みに御理解をいただき、御支援、御協力をいただけますようお願いいたします。

末筆になりましたが、貴会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御繁栄を心から祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。



## 会長会社のご挨拶



(株)システム計画研究所  
経営管理本部  
シニアマネージャ

樋田 薫

当研究会も昭和58年の設立以来、本年で36年を迎えることができました。元号も昭和から平成、そしてこの5月より新たな元号へと変わります。長きにわたり研究会活動が続けられてきたのも渋谷労働基準監督署様のご指導と、会員各社様のご支援ご協力の賜と厚く御礼申し上げます。

昨今渋谷地区は、JR渋谷駅とその周辺で大規模再開発プロジェクトが展開されています。2012年のヒカリエ竣工から開始された渋谷再開発プロジェクトは、2027年に完了の予定だそうです。ただ残念ながらこの再開発の影響で他地区へ移転された会員会社様もありました。

今年度は2回の研究会を開催しました。平成30年7月の研究会ではハローワーク様からは公正選考のポイントと障がい者雇用について、労基署様からは「働き方改革」の概要についてその基本方針と推進するための関連法等につ

いて解説していただきました。またソフトウェア業・情報処理サービス業の指導状況に関連する法令毎に、事例に沿っての法解釈、運用の解説をしていただき大変勉強になりました。

次の平成31年1月の研究会は働き方改革関連法で4月から施工される法のうち、特に「時間外労働の上限規制」、「年5日の年次有給休暇の確実な取得」について、解釈と実務対応をQ&Aをふまえて説明していただきました。研究会終了後は多くの会員会社様が個別相談を希望し、労基署様には複数の監督官様が相談に対応していただきました。

「働き方改革」は働く方々が、個々の事情に応じた多用で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。従って各社様それぞれの方針や展開があります。また来年度以降には「同一労働同一賃金」に関する法が施行されます。

人事労務を勉強する当研究会では、その改革の軸になる関連法の解釈、適切な運用についての勉強会を、労基署様ご指導の下で重点的に進めていく所存です。

最後になりましたが、会員各社様が一層のご発展を遂げられますことを祈念いたします。

## 主任監督官のご挨拶



渋谷労働基準監督署  
第4方面主任監督官

手塚 規幸

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会の会員事業場の皆様には、平素より労働基準行政の推進につきまして、格別のご理

解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年7月には、労働基準法、労働安全衛生法の改正等を含む「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が公布され、本年4月から順次施行されることに向け取り組みが進められているところです。

働き方改革は、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けた最大のチャレンジであり、多様で柔軟な働き方の実現や

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、長時間労働の是正などが期待されております。

また、一部の業種、職種においては人手不足が深刻化し、人材確保の観点からも働き方改革の推進が大きな課題となっております。

さらに、働き方改革を通じた笑顔あふれる職場の実現は、業績UPへのチャンスともいえます。

このような中で、東京労働局では、今年度「誰もが安心して生き生きと働けるTOKYOへ」をスローガンに掲げ、業務運営に努めてまいりました。

昨年4月に渋谷労働基準監督署第4方面主任監督官として着任し、貴会の担当とし

て2回の研究会に参加させていただいた際にも、主に働き方改革関連法に関するお話をさせていただきましたが、1月の研究会においては、他の職員の応援を求めて対応するほどに研究会後の相談の場も盛況で、大変驚きました。

会員事業場の皆様の熱心な姿勢には敬服を表すとともに、私ももとより微力ではございますが、皆様の活動がより有益なものとなりますよう、引き続き皆様方と連携し、情報発信などお手伝いできればと考えております。

末筆となりましたが、貴会のますますの御発展と会員事業場の皆様の御健勝を心から祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

## 渋谷労働基準監督署からのお知らせ

### 渋谷労働基準監督署の取組例 平成30年度

渋谷労働基準監督署では、「働き方改革」を推進するために様々な取組を実施しております。

#### 取組例1 【訪問支援】

- ・ 中小企業事業主を個別訪問。
- ・ 改正内容を含む労働基準法等の基礎知識を丁寧に説明。
- ・ 労務管理方法や働き方改革の取組方法について丁寧に説明。

#### 取組例2 【集団指導】

- ・ 毎月1回以上の講習会を実施。  
(管内の中小企業事業主を対象)
- ・ 1月：区及びハローワークと共催で講習会を実施。

事業主の方でこれらの支援を希望される場合は渋谷労働基準監督署までお問い合わせください。

お問い合わせ先：渋谷労働基準監督署 03-3780-6527

# 働き方改革を推進するための関係法律、 施行まで秒読み

2019年4月1日より、改正労働基準法や改正労働安全衛生法が順次施行されることから、今一度改正内容のご確認をお願いいたします。主な改正内容は以下のとおりです。

## 改正内容 ポイント1 労働時間の規制

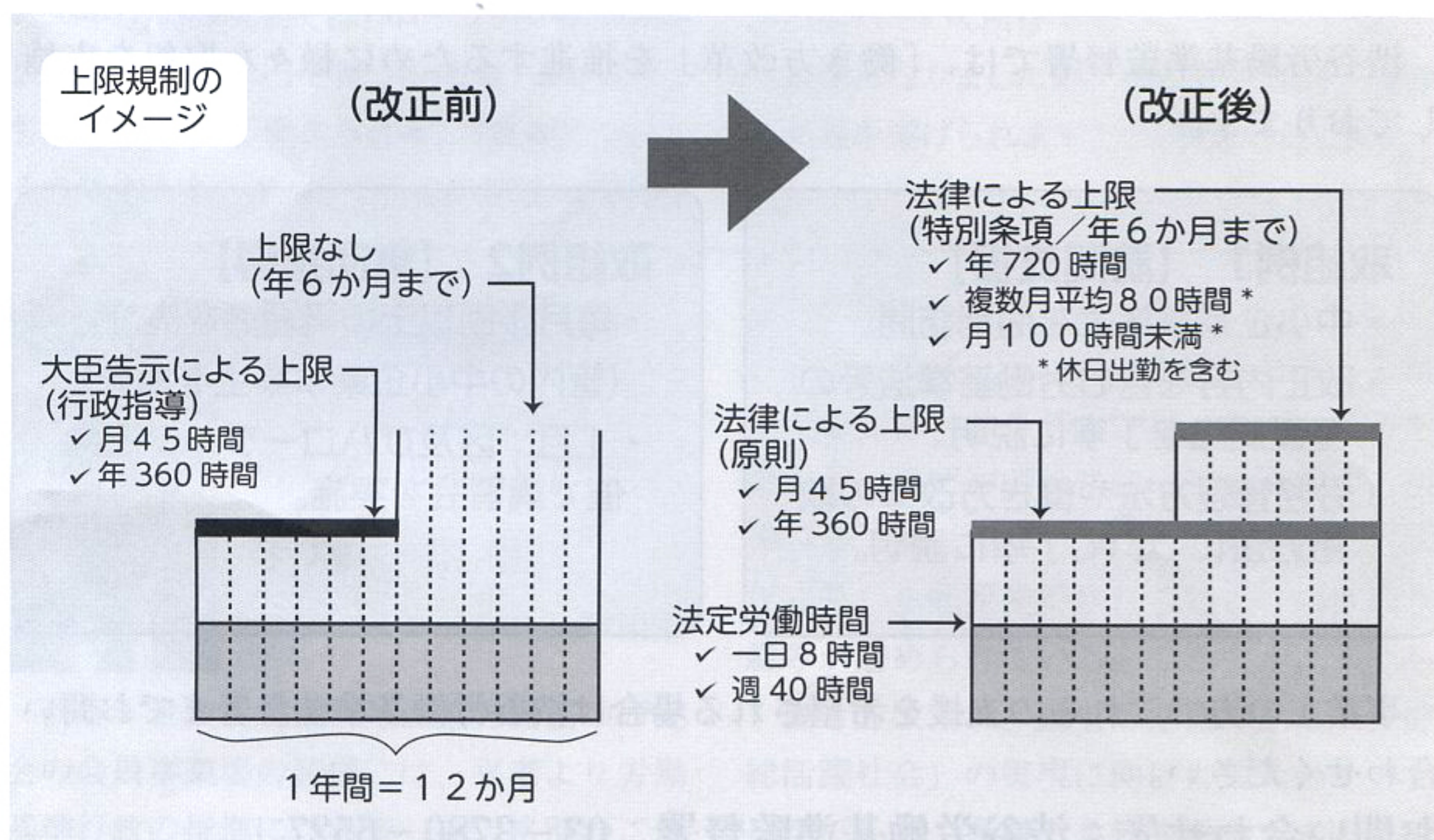
今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

また臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

なお、中小企業においては本規制が適用されるのは、2020年4月1日からです。

- ▶ 時間外労働が年720時間以内
- ▶ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ▶ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
- ▶ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度

上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。



## 改正内容 ポイント2 フレックスタイム制の拡充

これまで清算期間が1か月以内に限り運用が可能であったフレックスタイム制について、精算期間が3か月間までに拡充されます。

## 改正内容 ポイント3 労働時間の状況の把握が義務化されます

労働時間の状況の把握とは「労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、労務を提供しうる状態にあったか」を把握するものです。

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

【理由】・裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。

- ・管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。



(改正)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

労働時間の状況の把握方法（原則：客観的な方法）

- ・タイムカード、パソコン等のログ記録、事業者（事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む）の現認 等

## 改正内容 ポイント4 年次有給休暇の取得

全ての企業において、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません

使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません

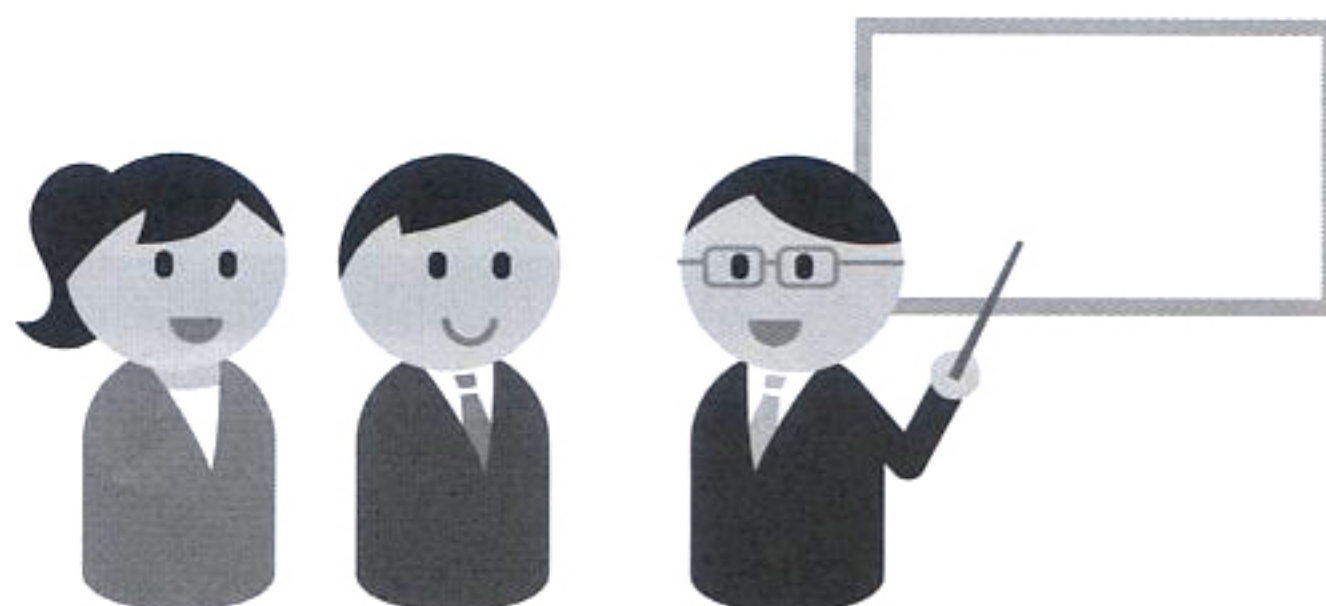
# 会員会社一覧表

| 会社名                  | 住所                                        | TEL/FAX                              |
|----------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------|
| (株)ウェスト              | 〒108-0074<br>東京都港区高輪2-15-19 高輪明光ビル8F      | TEL.03-6408-6408<br>FAX.03-6408-6409 |
| (株)NHKメディアテクノロジー     | 〒150-0047<br>東京都渋谷区神山町4-14 第3共同ビル3F       | TEL.03-3481-7820<br>FAX.03-3481-7609 |
| ☆ (株)コア              | 〒154-8552<br>東京都世田谷区三軒茶屋1-22-3 コアビル       | TEL.03-3795-5115<br>FAX.03-3795-5129 |
| ☆ (株)シーイーシー          | 〒252-0004<br>神奈川県座間市東原5-1-11              | TEL.046-252-4238                     |
| (株)シー・エス・イー          | 〒150-0002<br>東京都渋谷区渋谷3-3-1 渋谷金王ビル         | TEL.03-5469-6022                     |
| ☆ (株)システム計画研究所       | 〒150-0031<br>東京都渋谷区桜丘町18-6 日本会館4階         | TEL.03-5489-0211<br>FAX.03-5489-0215 |
| (株)セントラル情報センター       | 〒150-0043<br>東京都渋谷区道玄坂2-16-4 野村不動産渋谷道玄坂ビル | TEL.03-3496-1571<br>FAX.03-3496-5204 |
| (株)第一コンピューター         | 〒150-0031<br>東京都渋谷区桜丘町24-1 橋本ビル8F         | TEL.03-3780-0731<br>FAX.03-3780-1275 |
| (株)第一情報システムズ         | 〒150-0021<br>東京都渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル     | TEL.03-3462-8282<br>FAX.03-3462-8252 |
| (株)TSP               | 〒150-0043<br>東京都渋谷区道玄坂1-10-5 渋谷プレイス       | TEL.03-3477-0711<br>FAX.03-3770-7050 |
| ☆ TDCソフト(株)          | 〒151-0053<br>東京都渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル   | TEL.03-6730-8111<br>FAX.03-6730-8155 |
| ☆ 東京システムズ(株)         | 〒150-0013<br>東京都渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル9F   | TEL.03-3446-2531<br>FAX.03-3446-2823 |
| 東洋システム開発(株)          | 〒105-0001<br>東京都港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル3F       | TEL.03-3499-4069<br>FAX.03-3499-5927 |
| ☆ (株)ナック情報センター       | 〒141-0031<br>東京都品川区西五反田3-12-13 TKKビル 3F   | TEL.03-3495-4601<br>FAX.03-3495-4636 |
| ☆ 日本情報産業(株)          | 〒150-0002<br>東京都渋谷区渋谷3-1-4 日本情報産業ビル       | TEL.03-3409-9412<br>FAX.03-3407-8735 |
| ☆ (株)ニッポンダイナミックシステムズ | 〒154-0015<br>東京都世田谷区桜新町2-22-3             | TEL.03-3439-2001<br>FAX.03-3439-4811 |
| ☆ (株)日本科学技術研修所       | 〒151-0051<br>東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-11            | TEL.03-5379-1319<br>FAX.03-5379-1530 |
| (株)日本経営データ・センター      | 〒151-0051<br>東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8             | TEL.03-3402-7501<br>FAX.03-3402-7682 |
| 日本テレマティーク(株)         | 〒151-0061<br>東京都渋谷区初台1-34-14 初台TNビル4F     | TEL.03-5351-1511<br>FAX.03-5351-1515 |
| (株)アドバンストラフィックシステムズ  | 〒160-0023<br>東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル10F  | TEL.03-6864-7781<br>FAX.03-6864-7787 |
| (株)ユー・エス・イー          | 〒150-0013<br>東京都渋谷区恵比寿4-22-10             | TEL.03-5449-8511<br>FAX.03-5449-8542 |
| 経営労務研究所              | 〒192-0052<br>東京都八王子市本郷町3-2                | TEL.042-657-7141<br>FAX.042-657-3661 |

☆は幹事会社

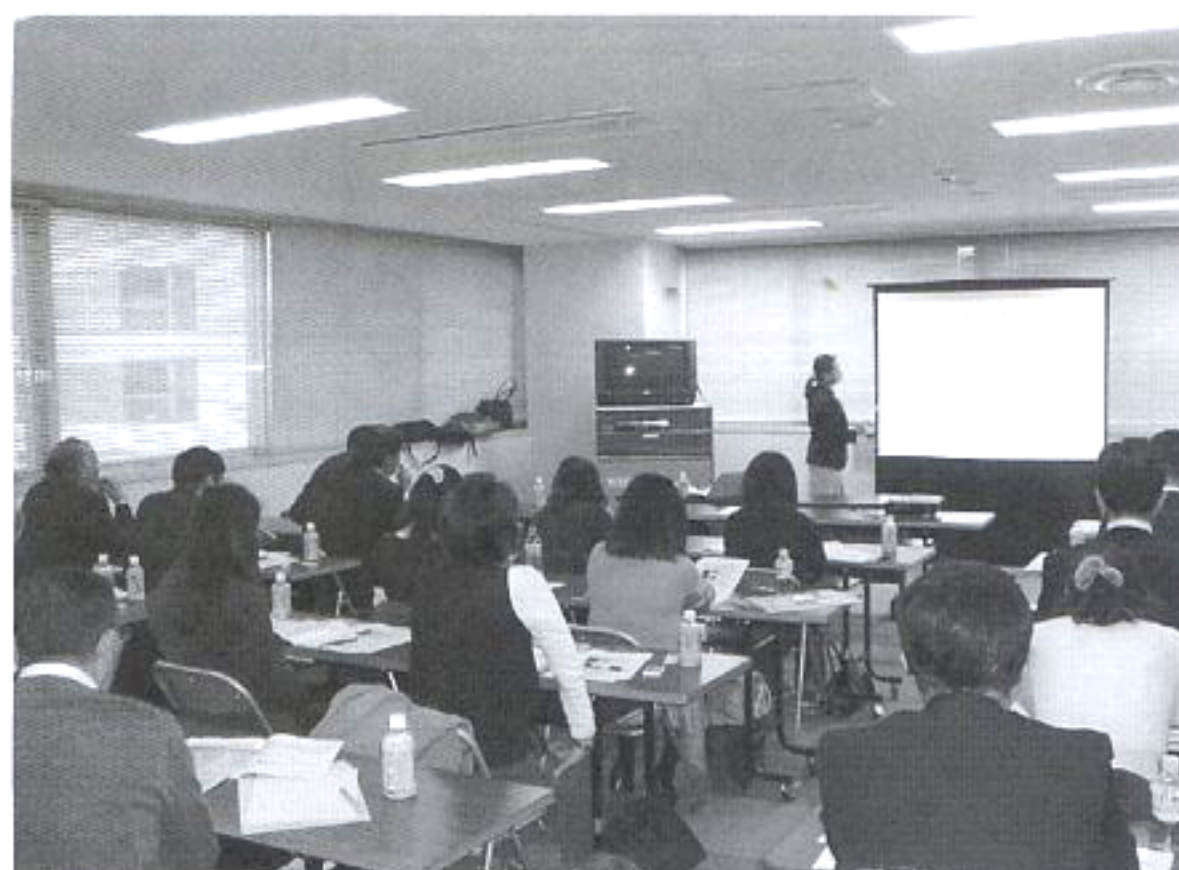
# 2018年度の主な活動内容

| 項目   | テ ー マ                                                                                        | 講 師                                                                       | 開催月 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----|
| 定期総会 | 第36回定期総会<br>(1) ごあいさつ<br>(2) 定期総会                                                            | 渋谷労働基準監督署<br>署長<br>宮崎 正行 氏                                                | 3月  |
| 研究会  | 第103回研究会<br>(1) 「公正選考のポイントと<br>障がい者雇用について」<br>(2) 「働き方改革法の概要」<br>(3) 個別相談コーナー                | ハローワーク渋谷<br>雇用開発部長<br>柴田 栄 氏<br>渋谷労働基準監督署<br>第四方面主任監督官<br>手塚 規幸 氏<br>(同上) | 7月  |
|      | 第104回研究会<br>(1) 「働き方関連法等の実務対応」<br>・時間外労働上限規制<br>・年次有給休暇の取得<br>・裁量労働制の運用上の留意点<br>(2) 個別相談コーナー | 渋谷労働基準監督署<br>第四方面主任監督官<br>手塚 規幸 氏<br>(同上)                                 | 1月  |



# 2019年度 活動予定

| 項 目  | テーマ等                                                         | 開催月 |
|------|--------------------------------------------------------------|-----|
| 定期総会 | 1. 第37回定期総会                                                  | 3月  |
| 研究会  | 1. 第105回研究会<br>「職場のハラスメント対策」(案)<br>～ハラスメントの背景と防止のポイント～       | 6月  |
|      | 2. 第106回研究会<br>「健康経営 組織活性に向けて」(案)<br>～メンタルヘルスケア、経営視点での健康投資～  | 9月  |
|      | 3. 第107回研究会<br>「人事担当者が注目の人事課題について」(案)<br>～新卒採用の動向、新たな採用手法など～ | 12月 |



研究会の様子



研究会での相談会

## ご入会方法

ご入会に関するお問い合わせは事務局まで

TEL : 03-3439-2001

FAX : 03-3439-4811

mail : hitomi@nds-tyo.co.jp

担当 : (株)ニッポンダイナミックシステムズ  
藤本ひとみ